

【 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 対 策 】 雇用調整助成金 申請・活用の手引き

パート②-2

雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大等について
〔5月1日政府決定・公表〕【速報版】

2020年5月1日現在

講師：社会保険労務士法人すばる
特定社会保険労務士 加藤 治

雇用調整助成金の更なる拡大等〔5月1日政府決定・公表〕

政府は、5月1日<※1>、【A】「雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大について」(4月25日方針発表<※2>)を正式決定するとともに、【B】「生産指標要件の緩和」を公表。

※1:厚労省5月1日公表URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11128.html

※2:厚労省4月25日公表URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11041.html

【A】雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大【対象:中小企業】

◇支払能力に乏しい企業においても、高率の休業手当が支払われ、
労働者の生活が安定的になることを目指すもの。

◆【拡充策1】休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする。

◆【拡充策2】上記拡充策1のうち、都道府県対策本部により要請があつて休業等
を行っている事業主など、一定の要件を満たす場合に、
休業手当全体の助成率を特例的に10/10〔全額助成〕とする。

◇適用日:令和2年4月8日以降の休業等に遡って適用

(4月8日以降の期間を含む支給単位期間に適用)

【B】生産指標の比較対象となる月の要件の緩和

◇適用日:令和2年1月24日以降の休業等に遡って適用

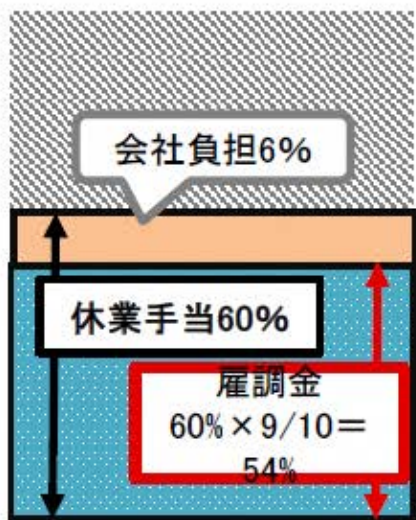
※本措置により、前年同月が事業開始期だった事業所や、令和2年1月に設置された雇用保険適用事業所も、助成対象に。

【A: 拡充策1】休業手当の支払率60%超の部分の助成率引き上げ

中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金等の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に10/10に引き上げ。

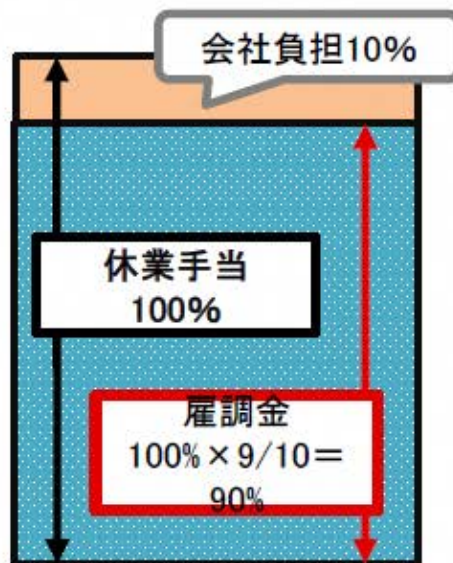
教育訓練を行わせた場合も同様。

100%の休業手当を支払った場合、**94%**を助成(会社負担は6%のみ)
ただし、対象労働者一人一日当たり助成額の上限は1日8,330円。



【現行】

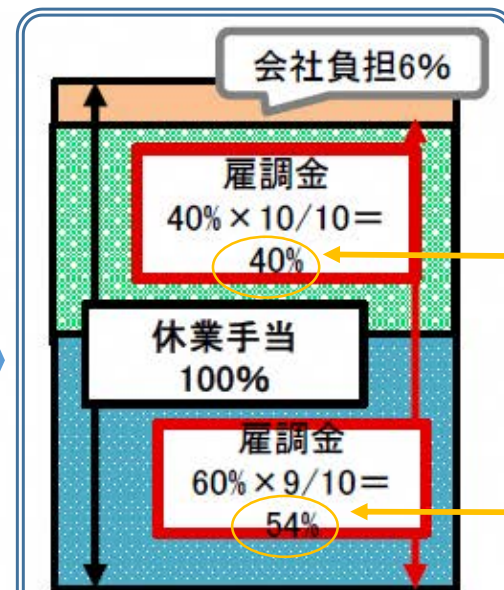
休業手当が60%のケース



【現行】

休業手当が100%のケース

拡充



【拡充案】

休業手当が100%のケース

【A:拡充策2】 都道府県要請に協力し休業等を行った場合の全額助成

休業等の要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合で、下記の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に10/10に引き上げ(全額助成)。

《適用要件》

- **新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること**

※新型インフルエンザ等対策特別措置法等により「特定都道府県知事が協力を要請することができる施設の具体例」については次ページ参照。実際には、各都道府県知事が具体的な施設を定めており、本支援策が適用される対象施設か否かは、立地都道府県のHP等でご確認ください。

- 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること
 - ①労働者の休業に対して**100%の休業手当を支払っていること**
 - ②**上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること**(休業手当の支払率60%以上である場合に限る)

※ 教育訓練を行っている場合も同様

※ **ただし、対象労働者一人一日当たり8,330円が助成額の上限となります。**

(すなわち、60%以上100%以下の休業手当の支給額が対象労働者一人一日あたり8,330円以下の場合に、助成率100%が適用され、会社負担は0となります)

参考資料

《特定都道府県知事が感染防止するために協力を要請することができる施設の具体例》

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条で規定する多数の者が利用する施設

ただし、第三号から第十三号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

- 一 学校(第三号に掲げるものを除く。)
- 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。)、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 五 集会場又は公会堂
- 六 展示場
- 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)
- 八 ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
- 九 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

【B】生産指標の比較対象となる月の要件緩和

- ◇「新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置」の適用対象となるための要件の一つとして、「生産指標要件」があります。
- ◇今般、全企業を対象に「**生産指標要件**」が緩和され、**以下の(2)が追加**。

《生産指標要件》 (1), (2)のいずれかを満たすことが必要。

(1) 最近1か月間(計画届の提出日の属する月の前月)の生産指標(売上高等<※>)が、**前年同月と比べて、5%減少**していること

※生産指標：売上高または生産量当の事業活動を示す指標

◇事業所を設置して1年に満たず、前年同月と比較できない事業所については、例年元年12月との比較可。

(2) 前年同月と比較できない場合は、

① 前々年同月

または

② 計画届を提出する月の(前年同月から計画届を提出する月の)前々月までの間の適当な1か月(※3)

と比べて、5%減少していること、

※3 比較に用いる1カ月はその期間を通して雇用保険適用事業所であり、かつ、当該1カ月の期間を通して雇用保険被保険者を雇用している月である必要。



上記の措置により、前年同月が事業開始期だった事業所や、令和2年1月以降に設置された雇用保険適用事業所も、助成の対象となります。